労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月10日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県	青森労災病院
宮城県	東北労災病院
秋田県	秋田労災病院
福島県	福島労災病院
千葉県	千葉労災病院
東京都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山県	富山労災病院
静岡県	浜松労災病院
愛知県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪府	大阪労災病院
兵庫県	関西労災病院及び神戸労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥取県	山陰労災病院
岡山県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県	中国労災病院
山口県	山口労災病院
香川県	香川労災病院
愛媛県	愛媛労災病院
福岡県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県	長崎労災病院
熊本県	熊本労災病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、福岡県医療労働組合連合会から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月10日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

福岡県	九州労災病院、九州労災病院門司メディカルセンター、飯塚市立病院、大牟田吉野病院、千早病院、久留米第一病院、直方中央病院、九州厚生年金病院、済生会福岡総合病院、小倉記念病院、北九州市立総合療育センター、久留米大学医学部附属病院、久留米大学医療センター、一本松すずかけ病院、見立病院、福岡赤十字病院、シーサイド病院、新栄会病院、福岡医療団千鳥橋病院、福岡医療団千鳥橋病院付属歯科診療所、福岡医療団たたらリハビリテーション病院、福岡医療団大楠診療所、福岡医療団城浜診療所、福岡医療団新室見診療所、福岡医療団粕屋診療所、福岡医療団たちばな診療所、福岡医療団千代診療所、福岡医療団須恵診療所、福岡医療団新飯塚診療所、福岡医療団田川診療所、福岡医療団直方診療所、健和会大手町病院、健和会大手町病院付属歯科診療所、健和会戸畑けんわ病院、健和会おさゆきリハビリテーション病院、健和会京町病院、健和会緑町診療所、健和会町上津役診療所、健和会大里大川診療所、親仁会米の山病院、親仁会米の山歯科診療所、親仁会みさき病院、親仁会中友診療所、親仁会中央診療所及びくるめ医療生活協同組合クリニック南町
熊本県	親仁会野ばら診療所及び親仁会さかき診療所

国家試験

中小企業診断士試験に関する公告

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第12条第１項の規定に基づき、平成23年度における中小企業診断士試験を次のとおり行うこととしたので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第２項の規定に基づき、公告する。

平成23年３月10日

経済産業大臣　海江田万里

Ⅰ．第１次試験

１　受験資格　年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

２　試験期日　平成23年８月６日（土曜日）及び平成23年８月７日（日曜日）

３　試験科目及び方法　第１次試験は、次に掲げる科目について、多肢選択式による筆記の方法により行う。

なお、他の国家試験の合格者等又は平成21年度若しくは平成22年度の第１次試験の一部の科目に合格した者に対して、その者の申請により当該試験科目を免除することができるものとする。

⑴　経済学・経済政策
⑵　財務・会計
⑶　企業経営理論
⑷　運営管理（オペレーション・マネジメント）
⑸　経営法務
⑹　経営情報システム
⑺　中小企業経営・中小企業政策

４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各地区

５　試験の実施に関する事務を行う機関　社団法人中小企業診断協会

６　受験手数料　14,400円

７　受験申込書等の交付

⑴　交付期間　平成23年５月６日（金曜日）から平成23年５月31日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前９時から午後５時まで

⑵　交付場所　社団法人中小企業診断協会（〒104―0061　東京都中央区銀座１―14―11　銀松ビル５階）及び同協会の以下の各支部

北海道支部（〒060―0004　札幌市中央区北四条西６－１　毎日札幌会館４階）

東京支部（〒104―0061　東京都中央区銀座２―10―18　東京都中小企業会館７階）

愛知県支部（〒450―0002　名古屋市中村区名駅３―21―７　名古屋三交ビル８階）

大阪支部（〒541―0054　大阪市中央区南本町４－３－６　大阪府商工会館５階）

広島県支部（〒730―0012　広島市中区上八丁堀３－６　第２ウエノヤビル３階）

福岡県支部（〒812―0046　福岡市博多区吉塚本町９―15　財団法人福岡県中小企業振興センター10階）

⑶　郵送による受験申込書等の請求　返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）を用い、受験申込書等の送付を受ける先を明記して、140円分の郵便切手を貼りつけること。）を添えて、Ⅰの７⑵に掲げる社団法人中小企業診断協会又は同協会各支部の試験係あて、平成23年５月６日（金曜日）から平成23年５月24日（火曜日）まで（必着）に請求すること。

８　受験申込書等の受付

⑴　受付の期間　平成23年５月６日（金曜日）から平成23年５月31日（火曜日）まで

⑵　受験申込みの方法　社団法人中小企業診断協会が交付する受験申込書（郵便振替振込用紙）に必要事項を記入のうえ、受験手数料をⅠの８⑴に掲げる受付の期間内に、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込むこと。

９　合格発表

⑴　第１次試験合格者　平成23年９月６日（火曜日）に、社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載するとともに、Ⅰの７⑵に掲げる社団法人中小企業診断協会及び同協会各支部において合格者の受験番号を掲示する。

また、第１次試験合格者には、社団法人中小企業診断協会から中小企業診断士第１次試験合格証書を交付する。

⑵　科目合格者　平成23年９月６日（火曜日）に、社団法人中小企業診断協会のホームページにおいて科目合格者の受験番号を掲載する。

また、科目合格者には、社団法人中小企業診断協会から科目合格通知書を交付する。

10　その他　試験の詳細については、受験申込書等と同時に交付する中小企業診断士第１次試験案内を参照すること。

Ⅱ．第２次試験

１　受験資格　平成22年度若しくは平成23年度の第１次試験に合格した者又は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第79号）附則第５条第１項第２号の規定により第１次試験の合格を経ずに受験することができる者。

２　試験期日

⑴　筆記試験　平成23年10月23日（日曜日）

⑵　口述試験　平成23年12月18日（日曜日）

３　試験科目及び方法　第２次試験は、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、短答式又は論文式による筆記試験を行い、当該筆記試験において相当の成績を得た者について口述試験を行う。

４　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各地区

５　試験の実施に関する事務を行う機関　社団法人中小企業診断協会